

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成25年3月21日 午前9時59分～午後11時58分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 橋 口 博 文
副委員長 川 添 公 貴
委員 上 野 一 誠
委員 井 上 勝 博
委員 佃 昌 樹

委員 中 島 由美子
委員 成 川 幸太郎
委員 帯 田 裕 達
委員 森 満 晃

○出席委員（1人）

委員 福 元 光 一

○その他の議員

議員 瀬 尾 和 敬
議員 川 畑 善 照
議員 持 原 秀 行

議員 谷 津 由 尚
議員 下 園 政 喜

○説明のための出席者

危機管理監 新 屋 義 文
防災安全課長 新 盛 和 久
課長代理 吉 永 良 二
原子力安全対策室長 遠 矢 一 星

企画政策部長 永 田 一 廣
企画政策課長 春 田 修 一
課長代理 古 里 洋一郎

市民福祉部長 中 川 清

環境課長 寺 園 良 介
市民健康課長 柿 元 美津江
主 幹 砂 岳 隆 一

農林水産部長 小柳津 賢 一
林務水産課長 堂 込 修

消防局長 上 村 健 一
消防総務課長 菅 牟田 哲
警防課長 福 山 忠 雄

○事務局職員

事務局長 田 上 正 洋
議事調査課長 道 場 益 男

議事グループ長 瀬戸口 健 一
議事グループ員 小 島 早智子

○審査事件等

1 調査事項

- 川内原子力発電所の安全対策に関する調査
 - (1) 川内原子力発電所の運転状況等について
 - (2) 新安全基準骨子案について

(3) 地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて

2 審査事件

- ・ 陳情第1号 川内原発1・2号機再稼働反対の決議を求める陳情書
-

△開 会

○委員長（橋口博文）ただいまから、川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、お手元に配付してあります審査日程により、審査を進めます。

ここで、傍聴の申し出があります。3名の傍聴者がいらっしゃいます及び写真撮影の申し込みがありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において、随時許可いたします。

まず、改選後初めての委員会となりますので、職員の紹介をお願いいたします。

職員の紹介は、危機管理監、原子力安全対策室長、防災安全課長ほか関係職員という順番に、済みませんけれども、紹介をお願いしたいと思います。

○危機管理監（新屋義文）危機管理監の新屋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。この後については、それぞれ各個人で自己紹介いたします。

○防災安全課長（新盛和久）防災安全課長の新盛です。よろしくお願いいたします。

○防災安全課長代理（吉永良二）課長代理兼防災グループ長の吉永でございます。よろしくお願いいたします。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）原子力安全対策室室長の遠矢といいます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（永田一廣）おはようございます。企画政策部、永田でございます。この後、企画政策課、課長以下、職員を紹介いたしますが、企画政策課では、電源立地に関しまして、交付金の取りまとめ、また原子力政策に関する業務を担当しております。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（春田修一）企画政策課長の春田でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長代理（古里洋一郎）企画政策課長代理の古里でございます。よろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（中川 清）市民福祉部長の中

川でございます。市民福祉部では、主に安定ヨウ素剤の関係の事務を担当いたしております。後については、自己紹介させます。

○環境課長（寺園良介）環境課長の寺園と申します。どうかよろしくお願いいたします。

○市民健康課長（柿元美津江）市民健康課長の柿元です。よろしくお願いいたします。

○市民健康課主幹（砂岳隆一）市民健康課主幹の砂岳です。よろしくお願いいたします。

○農林水産部長（小柳津賢一）おはようございます。農林水産部長の小柳津でございます。当部は、温排水調査等を所管しております。課長に自己紹介させます。

○林務水産課長（堂込 修）おはようございます。林務水産課長の堂込です。よろしくお願いいたします。

○消防局長（上村健一）消防局長の上村でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○警防課長（福山忠雄）同じく消防局警防課長の福山忠雄でございます。よろしくお願いいたします。

○消防総務課長（菅牟田 哲）おはようございます。消防総務課長の菅牟田と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（橋口博文）それでは、関係者以外の職員の方は退席されても結構です。

△川内原子力発電所の運転状況等について

○委員長（橋口博文）それでは、川内原子力発電所の安全対策に関する調査を議題といたします。

まず、川内原子力発電所の運転状況等について、当局の説明を求めます。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）それでは、調査事項（1）の川内原子力発電所の運転状況について御説明いたしますので、原子力安全対策室の資料、資料1を御準備ください。

まず、1の運転状況及び発電実績については、1ページから4ページに記載がありますが、各委員御承知のとおり、1号機は一昨年5月10日より、また2号機についても一昨年9月1日より定期検査に入り、現在まで停止している状況であり、本年度における発電電力量はそれぞれゼロとなっております。

それでは、5ページをお開きください。

2の放射性廃棄物の管理状況について、平成

25年1月末現在の1、2号機の合計について御説明いたします。

まず、(1)の気体・液体廃棄物の放出量についてですが、表の左側にあります気体廃棄物の放出量について、表の一番下の、平成24年度の欄をごらんください。

平成24年では、0.33掛ける10の10乗ベクレルで、その下にあります年間放出管理目標値1.7掛ける10の16乗ベクレルの約51万分の1と、運転を停止しているということもありますが、大きく下回っております。

次に、表の右側の液体廃棄物の放出量についてですが、検出限界値以下ということで、運転開始当初から検出されておられません。

参考までに、下の表にトリチウムの放出量を記載しておりますのでごらんください。

平成24年度の放出量は、0.093掛ける10の13乗ベクレルであり、放出管理基準値1.1掛ける10の14乗ベクレルを大きく下回っております。

次に、6ページをお開きください。

(2)の固体廃棄物の貯蔵量ですが、200リットルドラム缶相当で2万394本であり、貯蔵容量3万7,000本に対して55.1%の貯蔵割合となっております。

その下には、参考としまして、月別の発生量、焼却減容量、搬出量を掲載しております。

次に、3の使用済燃料の保管状況ですが、1、2号機の合計の貯蔵容量3,224体に対し、現在保管数が1,946体、貯蔵率は60.4%となっております。

次に、4の新燃料の貯蔵状況に関しましては、以前、改選前の同委員会において要望があったことから、今回から新燃料の貯蔵に係る表を追加しました。これは、毎回定期検査時において1炉心157体のうち、おおむね3分の1程度を新燃料に取りかえますが、その取りかえ用の新燃料として、現在2炉心分の116体を保管しております。

なお、新燃料は使用済燃料プールとは別に新燃料貯蔵庫のラックに挿入され、保管されております。

次に、4のトラブル等の情報については、該当はありませんでした。

以上で、川内原子力発電所の運転状況につきましての説明は終わります。よろしく御審議くださ

いますようお願いいたします。

○委員長（橋口博文）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょっと伺いたいんですけど、使用済燃料の貯蔵量が1号機1,111、2号機が772というふうになっていますが、今、3分の1の燃料を定期検査時に取りかえるということですが、3分の1というと、どのぐらいの本数になるんだろうかということなんです。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）1炉心が157体ですので、1回の定期検査で、大体50体前後になると考えております。

以上です。

○委員長（橋口博文）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外の議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）委員外議員による質疑はありませんので、質疑は尽きたと認めます。

△新安全基準骨子案について

○委員長（橋口博文）次に、新安全基準骨子案について、当局の説明を求めます。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）それでは、調査事項(2)の新安全基準骨子案の概要について御説明いたしますので、資料2を御準備ください。

この資料は、原子力規制委員会が各検討チームにより取りまとめた骨子案を本年2月7日から2月28日までの間、パブリックコメントを実施した際に、骨子案の概要として掲載された資料になります。

現在は、パブリックコメントが終了し、規則条文案作成に向けて、検討・整理が進められておりますが、本日は、同資料を用いて、新安全基準の策定スケジュールと概要を御説明いたします。

まず、1枚めくっていただきまして、右側の上段、④、4ページをごらんください。

新安全基準の公布・施行までの流れになりますが、各検討チームでの検討を経て、骨子案が取りまとめられ、中段のパブリックコメントまで終了しております。約4,300件強の意見が寄せられようであります。

矢印で、現在、この段階と記載がありますが、現在はその下の規則条文案作成の段階であります。この規則条文案が近々整理されますと、再度パブリックコメントにかけられ、7月に公布・施行というスケジュールになっております。

なお、公布・施行の期限は、原子力規制委員会発足後10月以内となっていることから、本年7月18日が期限となります。

次に、1枚めくっていただき、左側の下段の⑦、7ページをごらんください。

新安全基準の全体像になります。左側が従来の安全基準で、右側が新安全基準になりますが、左側の自然現象に対する考慮から、その他の設備の性能、また耐震・耐津波性能までの、いわゆる設計基準につきましては、従来の基準を強化し、右側の新安全基準の上段、シビアアクシデント対策は、これまでの事業者による自主的取り組みだったものを基準の中に新設するというものであります。

その主な内容につきましては、次ページ以降に記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。パブリックコメント終了後、現在、検討・整理中であることから、まだ確定しているものではないということを御承知おきください。

以上で、新安全基準骨子案に係る概要等についての説明を終わりますが、九州電力より同骨子案が示されたことによる新安全基準対策用の資機材置場の整備についての報告を受けておりますので、あわせて御説明させていただきます。

本資料の最終ページにあります資料3を御準備いただきたいと思います。

今回示されました新安全基準骨子案では、シビアアクシデント対策及びテロ対策において、可搬設備での対応を基本とし、恒設設備との組み合わせにより信頼性をさらに向上させるという基本方針が示されていることから、今後、多くの可搬設備の導入が計画・検討されております。

その資材置場として、下の図にありますとおり、正門の正面左側の④地点及び、現在高圧発電機車が配備されております海拔33メートルの第4緊急用保管エリア周辺の⑥地点にそれぞれ資機材置場を新たに整備しようとするものです。

配備予定の資機材としましては、1の目的の欄に一部記載しておりますが、移動式大容量ポンプ

車や放水砲など、各種可搬設備を想定されておりますが、まだ、新安全基準の策定段階であることや、骨子案でも判断が難しい項目もあることから、今後新安全基準の策定状況を踏まえ、確認しながら、対応する資機材及びその数量について検討・計画していくと聞いております。

整備の概要につきましては、2に記載のとおり、正門側、④地点が約8,300平方メートルで、標高25メートル、⑥地点は約6,400平方メートルで標高33メートルから38メートルです。

3の工期としては、本年4月から6月までを予定としており、現在、森林法や景観法などの関連する届け出進められているところです。

また、今後、免震重要棟エリアの敷地造成等も予定されておりますが、まだ建設位置等、詳細について検討中とのことですので、計画が示された際には、本委員会において報告させていただきたいと考えております。

以上で、新安全基準骨子案及び川内原子力発電所における資機材置場の整備についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（橋口博文） ただいま当局の説明がりましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） この新安全基準の骨子案、概要ということで、もう本当に簡単にしか書いてないんですが、この中に、事故調の指摘というのがありますけれども、これ事故調かな。①ですね。東京電力福島第一原子力発電所事故以前の安全規制への指摘ということで、その中に、事故の起因となる可能性がある火災、火山、斜面崩落等の外部事象を含めた総合的なリスク評価は行われていなかったという政府事故調の指摘ですが、鹿児島の場合は、南九州の場合は、火山の危険性って非常に高いと言われているわけですね。南九州が全滅するような火山爆発が起こったのが7,500年前ということで、非常に大きな火山災害というのが考えられる。それに至らなくても、いろんなことが考えられるんじゃないかと思うんですけども、こういう事故調の報告・指摘に対して、安全基準というのは検討されているんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 御指摘の

とおり、今回の安全基準につきましては、考慮すべき自然事象ということで幾つかの項目が追加されております。例えば、竜巻であったり、森林火災であったり、そういったものが追加をされておりまして、例えば火災対策であれば、難燃性や不燃性の材料を使うとか、そういったものが現在基準骨子案としては入っております。

また、火山対策等についても、そういう基準が定められれば、事業者としても評価をされていくものと考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） 現在、考えられている基準がパブリックコメントが終わっているわけですが、火山についての危険性についてのこういうケースの場合はどうするかとかという検討がされているかどうかなんですけれども。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 済みません。火山についての検討については、これまでの議事録等を見た上では、私としてはまだ認識しておりません。

以上です。

○委員（井上勝博） 新安全基準の前提となる法改正という、②のところに、自然災害及びテロリズムということで、テロリズムのことがあって、どこにか、航空機テロについての指摘もありますよね。

それで、こういうことが前提となっているというふうになっているんですが、テロをやられてしまっても、対策を打てるということなんですかね。そこら辺、どうなんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） テロ対策等の場合において、例えば航空機衝突などを想定し、例えば可搬設備等は、原子炉施設からおおむね100メートル以上離して配備を行うとか、あと、今、原子炉等の冷却設備等を備えた第二制御室ですね。そういったものを原子炉からおおむね100メートル以上話したところに第二制御室を設けると、そういったものがテロ対策等になるのではないかと考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） そうすると、例えば航空機を乗っ取って突っ込むという、9.11みたいな事件が起こった場合に、それに対する対処ではなくて、仮にそういうことが起こったとして、圧力容器も全部ひっくり返って、破壊するという場合

に、100メートル離れたところで対策を打つという、そういうものの対策ということなんですね。例えば頑丈にするとか、そういうものではないわけですね。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 御指摘のとおり、現在の基準としましては、別の場所で冷却ができるような対策をとるということになりますが、PWRの場合は、建設前といいますか、アメリカのほうで航空機衝突のシミュレーションといいますか、実証実験も行われておりますので、そういう、原子炉容器そのものが壊れるという事象までは発展しないと考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） 実際にぶつけてみて大丈夫だったから、それで破壊されるということはないということなんですかね。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 実証実験の結果では、たしかそういう評価であったと考えておりますが、不測の事態を、さらに安全性を増すために離れた位置での冷却設備、可搬式設備というのを備えていくということが今回の基準案だと考えております。

○委員（佃 昌樹） 今の航空機対策について、室長の答え方は安全だと思いますというふうな答え方で、もしもの場合にということで、ほかの場所に電源車を用意しているとか、一体どちらのかな。私なんかは、通常考えるについては、航空機で突っ込んだ場合に、原子炉が壊れないという保証はないなと思っているんですよ。アメリカがやったから、どんな実験やってそうなったのか、具体的にわからないのでね。だけど、一般常識としては、テポドンもあったり、別に航空機だけじゃないわけで、そういった弾道ミサイル的なものも考えなきゃいけないし、それでもなおかつ大丈夫なのかな。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 想定外を考慮して、可搬式設備や第二制御室等が考えておりますが、最悪の場合の放射性物質の拡散を抑制するために、包括的な拡散抑制対策として、もし原子炉建屋が破れて放出する場合には、原子炉建屋への放水設備を設けるということが、今回の基準案では要求されておりますので、最悪、放出される場合は、放水をして、放射性物質を、そこに落とすといいますか、遠くに飛ばせないという要求もされているところです。

以上です。

○委員（佃 昌樹） 具体的には、なかなか難しいと思うんですよ。いろいろ格納容器ががらがらに壊れてしまって、そういうのが飛び散ったり、いろんな複合的な災害というのは、起こるのは、これは当たり前ですから、そう絵に描いた餅のようにいかなかったのが福島原発ですよ。だからね、こうこうしてるから安全だということについては、やっぱり福島を見たときには、やっぱり懐疑的にならざるを得ないんですね。疑問を持つ、いろんなものに対して疑問を持つ、そのことがやっぱり教訓を生かすということにつながっていきますので、あんまり確信を持てるような答弁というのは、どうかなというふうに思います。感想として申し上げます。

それと、二つほど、ちょっとお伺いしたいのは、パブリックコメントがあったわけですが、一番よく知っているのは、市民というよりは、やっぱり現地の行政マンなんですよ。その現地の行政マンの方々がパブリックに答える、答えない。またはそういった行動をする、しない。この基本的な考え方はどういうスタンスを持っておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○危機管理監（新屋義文） そうですね、指針案が示されましたので、私たち安全を担当する職員についても、その内容を確認し、実際にパブリックコメントへの意見とまではいきませんでしたけれども、そういう確認はさせていただいているところです。

○委員（佃 昌樹） 当然、指針の確認、骨子の確認をするのは当たり前なんですよ。その前にやっぱり、それぞれに原子力発電所が置かれた立場というのは、それぞれ違うと思うんですね。その違いを、うちの場合はこうですと、高さがこうですとか、それから近隣諸国との関係とか、また火山のさっき出た問題とか、いろいろあるということは、それぞれの立地、原子力が立地している自治体で、かなり違うと思うんですが、そういったことを考えると、やっぱり一般の市民的感觉よりは、やっぱり行政の方々が一番よくそういったことについては精通しているわけですから、だから、やはりそういったパブリックコメントに市民を守る立場上、やっぱりやってもよかったんじゃないのかなと。原子力規制委員会も批判がありますよ、それから特に批判があるのは原子力規制庁なんで

すね。何も変わってないじゃないかと。保安院の横滑りじゃないかといったような批判が出てるわけですよ。そういった原子力を携わる行政の方々の批判というのがやっぱりあちこちで渦巻いているというのが現実だろうと思うんです。

そういった意味から、やっぱり市民を守るという立場でパブリックコメントに参加するということがあってもいいんじゃないかというふうに考えたから、だからちょっと、お伺いしたところなんです。

○危機管理監（新屋義文） まず、安全基準等が示されましたときに、市として、職員が疑問に思ったことについては、まず九州電力への考え方とか、見方とか、そういう形では確認をするとともに、市では原子力所在市町村協議会がございますので、そちらでも規制庁からの説明等があった中で、全原協として意見は申し述べているところでございます。

以上です。

○委員（上野一誠） これは今後の委員会運営も含めて、また当局にも意見要望として、少しお考えしといていただきたいと思うんですが。結果的に規制と利用ということで、今後分離をして、原子力の規制委員会が発足をしたと。その中で、これから規制条文の作成に入っている段階ということでございますから、7月におおむねその施行の、公布がされるであろうと、今の説明だと思うんです。

そうした中で、いろいろ陳情等、これからどういう形に動くのか、再稼働を含めてですが、大きく関係してくるというふうに思っています。

今回の場合は、今まで言ったように、設定想定 of 事象ということで、設計基準、これもやはり内容の強化ということと、シビアアクシデントのやはり新たな基準、新設というのが出されたというふうに思います。

私たちも九州電力には、いろいろ、福島第一からどういう安全対策をしているのかということで、現地等も見ながら、いろいろ確認をする中では、やはり浸水を防ぐとか、あるいは電源を確保する、安定的に冷却をする、そしてシビアアクシデントに備える訓練の実施ということをこれまで説明をしてこられた、あるいはそれを見てきた現状があると思うんです。

そして、新たな規制委員会、規制事務所がそこ

にあるオフサイトセンターの中で、今回規制事務所という形の位置づけになると思うんですね。いわゆる保安院が規制事務所になっていく、身近にそういう規制事務所があるという一つの、この規制委員会が今後、この事務所がどういう役割を果たすのかということは、一方では、大変大きなかわりだというふうに思うんです。今、佃委員が全く前と変わらんようじゃいかんがという御意見もされましたんですが、我々が今後いろんな判断をしていくに当たって、できたら、やっぱりこれが、骨子がしっかりまとまって、しっかりした時点では、私は、その事務所、おいでいただいて、やっぱり説明を求めると、議会にも。そういうことがやっぱり委員会も必要だというふうにも思ってますよ。ですから、そこの検討を含めて、そしてやっぱりこの新たな、一つのこの条文、条項に対して、これまで九電がやってきた安全対策を踏まえて、今後、この規制委員会が示したこれにどう九電は向かい合うのかということも、委員会として求めるべきだというふうに思っております。

まだまだ確定じゃないものを、どうこうということは、現段階では僕らも言えないので、やっぱりそういう時点が明確にされて、その中でしっかり我々も意見申し上げながら、やっぱり委員会を進めていくべきではないかというふうに思ってますので、これは正副委員長の中でも、十分議論してもらいたいと思いますし、そういう形を、しかるべき時期にとっていただきたいというふうに思っています。

○危機管理監（新屋義文） 委員御指摘のとおり、やはり、現時点では、案の状態でございますけども、正式な規則等が制定されましたときには、その前段階、もしくはされた後、前後にはそういう正式な説明とか、また九電の対応については、求めていきたいと思っております。

○委員（上野一誠） やっぱり市民が安全対策というものについて、十分懸念される部分もあるというふうに思うことから、我々議会もしっかり現地調査を見ながら動いているわけですけども、やっぱり委員会はいずれ陳情等についても判断をなさなければなりません。そういう意味では、しっかりと、やっぱり委員会運営の中で、議論を待つて判断していくということが重要という思いから、そういう発言をしていますので、ぜひひとつ、その取り扱いは御検討いただきたいと思います。

○委員（井上勝博） 14ページなんですけど、格納容器が破損に至った場合などを想定して、屋外放水設備の設置などを要求と。これは、放水システムによる放水と、こういうものが整えられなければいけないということなんですかね。仮に、こういう設備があったとしても、人間が近づけないような放射線があるという場合には、本当にどうするのかというもので検討されるんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 3月19日にありました原子力規制委員会において、新規制施行に向けた基本的な方針（私案）というのが示されていますが、その中で、どこまで要求を満たしているかという部分があるんですが、一つは7月施行の段階に必要な機能を全て備えていることを求めるというのがありますが、片方、②としてシビアアクシデント対策やテロ対策の信頼性向上のためのバックアップ対策については、施行後5年までに実現を求めるという文面はあるんですが、どの設備がそういうようになるのかというまでは、まだ示されておりませんので、今、その部分については、お答えすることができません。以上です。

○委員（井上勝博） それから、その下の15ページなんですけれども、津波対策ということで、さまざまな対策をされているというのは聞いているんですが、例えば、隣の火力発電所は、原発よりも低い位置にありますけど、もし、3メートル、5メートルとか、そういう津波でも、恐らく火力発電所については、対策立ててないんじゃないかと思うんですけども、仮に、あそこが襲われて、例えば、タンクとか、そういうのが流れて大規模な火災が発生するというなどの想定などは、検討はされているんでしょうか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 済みません、川内火力発電所における対策については、認識しておりませんが、今回の基準案の中での自然事象の中には、火災とか、そういったものも入っておりますので、そういった中で検討がされるものと考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） 仮に火力発電所にある重油などがあるタンクなどが火災が発生する場合というのは、大規模なものになったりしますので、その際の想定などもしなくちゃいけないんじゃないかというふうに思うんですね。

それから、16ページなんですけど、16ページは、まず、耐震設計上考慮する活断層は、後期更新世以降、約12万年から13万年前以降の活動が否定できないものとし、必要な場合は中期更新世以降、約40万年前までさかのぼって活動性を評価となっているんですが、仮に十二、三万年から以降、活動が起こっていないというふうに判断した場合には、40万年前以降までさかのぼらなくてもいいということになるわけですね。そういうことになるわけですね。

そうすると、判断するという場合、ここは十二、三万年以降は活動がしていないという判断するというのは、九州電力、当事者じゃないんですかね。どうなんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） まずは事業者のほうが評価し、それを原子力規制委員会が審査され、判断されるものと考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） 起こっていないというふうに断定した場合は、40万年前までさかのぼらなくてもいいということになるわけですがけれども、十二、三万年前以降起こっていないからといって、大きな地震が起こらないという保証はないと。40万年前までだったら、まだそういう可能性がずっと低くなるということになると思うんですけども、十二、三万年前までやったら、結局、これも余り変わらないということになるんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。今までと変わらないんじゃないかと、この想定はですね。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 先ほどちょっと答弁しましたが、やはり規制委員会の判断のもとでの評価になると考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） それから、その下に断層等の露頭がない地盤に設置ということで、活動性のある断層等の露頭がない、だから露頭がなければ、そこには活断層はありませんというふうに判断するということになるんですかね、これは。露頭がなければ活断層はないと。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 活断層の有無につきましては、その露頭だけではなく、音波調査や、いろいろな調査方法によって確認されるものと考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） しかし、この文書を見ると活断層のある地盤には設置しないということじゃないですね。活断層の露頭がないというふうに言ってますから、わざわざ。だから、露頭があらわれていなければ、活断層であったとしても、その上に建物を建ててもいいという、そういうふうに見えるわけですね、この文章で言うそうですね。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） その文章につきましては、今回のパブリックコメント等で、いろいろな質疑といたしますか、意見等が出ておりますので、また現在審議中でありますので、こういう文章がどのように変わっていくか、ちょっと今のところ、まだ想定することはできません。

以上です。

○委員長（橋口博文） おくれましたけれども、上野委員が言われました規制委員会の安全対策、そういうものについては、これからも私どもも、副委員長も考えておりますので、7月以降に、そういうことで対応していきたいと思っております。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（橋口博文） 委員外議員の方はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（橋口博文） 質疑はないと認めます。

△地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて

○委員長（橋口博文） 次に、地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しにいて、当局の説明を求めます。

○防災安全課長（新盛和久） それでは、薩摩川内市地域防災計画（原子力災害対策編）の概要について、説明をいたしますので、資料の1ページをごらんください。

なお、この地域防災計画の修正につきましては、災害対策基本法に基づき、防災会議で諮るというふうになってございます。この防災会議は来週の水曜日、27日に予定をしており、この防災会議に諮る予定の案であるということをお断りし、修正の概要について説明をいたします。

1の見直しの方針でございますが、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた国の防災対策の見直しや、県、市の暫定計画を踏まえ、市の地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを実施す

るものでございます。

2のこれまでの経緯でございますが、まず国の取り組みとして、昨年9月に原子力規制委員会設置法等が制定をされまして、9月19日に環境省の外局として原子力規制委員会が発足をいたしました。

また、防災基本計画が9月に改正をされましたが、改正された内容は、大規模広域災害への対策強化及び原子力災害対策の強化でございました。

10月には、原子力対策指針が策定され、同じく10月には原子力災害対策マニュアルが改訂をされているところです。

12月には、地域防災計画作成マニュアルの改訂がされました。

本年1月には、昨年10月に策定された原子力災害対策指針の改訂素案が公表され、パブリックコメントにされたところです。

また、2月に入り、先に策定されました地域防災計画作成マニュアルの疑問点等を地方公共団体に照会し、2月27日に原子力災害対策指針が改訂をされました。

県と市の取り組みですが、時期が若干異なりますけれども、原子力災害対策暫定計画の策定及び地域防災計画について、複合災害対策編を追加いたしました。

3の主な変更内容ですが、一部、説明を省略することをお許しいただきたいと思います。

変更の基本方針としまして、原子力災害対策指針を踏まえつつ、地域防災計画作成マニュアルを参考に、県地域防災計画と整合を図りながら実施することとしております。

次に、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲についてですが、指針に示されている目安や放射性物質の拡散シミュレーションの結果を踏まえ、鹿児島県では、予防的防護措置を準備する区域、いわゆるPAZを原子力発電所からおおむね5キロとし、緊急時防護措置を実施する区域、いわゆるUPZを原子力発電所からおおむね30キロとされたところです。

対象人口及び世帯については、ごらんいただきたいと存じます。

資料の2ページをお開きください。

次に、避難計画の策定についてであります。

まず、PAZ内ではありますが、特定事象、これは原子力災害対策特別措置法の第10条事象にな

ります。特定事象発生時に直ちに避難可能な体制を構築します。具体的には、資料の真ん中あたりにEAL、緊急時活動レベルが記載してありますが、これがとるべき行動になります。

ここで、EALについて説明しますので、参考資料の4ページの表の2をお開きください。

1列目に緊急事態区分があり、2列目に区分された事態が記載してありますが、EALは3段階に区分されています。①警戒自体、②施設敷地緊急事態、③全面緊急事態に区分されます。

まず、上に警戒事態とありますが、①震度6弱以上の地震が発生した場合とあります。

同参考資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

表1をごらんください。

字が小さくて、非常に申しわけございません。

委員長、今、A3に拡大して持ってこさせますが、よろしいでしょうか。しばらく説明を中断してよろしいですか。

○委員長（橋口博文）しばらく休憩します。

~~~~~

午前10時45分休憩

~~~~~

午前10時48分開議

~~~~~

○委員長（橋口博文）休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○防災安全課長（新盛和久）それでは、参考資料2、薩摩川内市原子力災害対策暫定計画の広域避難該当地区を対象とした、川内原子力発電所における安全対策の実施状況等に係る視察研修について御説明をいたします。

参考資料の一番下についてでございます。参考資料2でございます。

この事業は、本年度から実施したものでございます。

1の目的は、二つございまして、1点目が福島第一原子力発電所事故後に実施された川内原子力発電所の安全対策の取り組みを御視察いただき、原子力発電所に係る知識の普及を図ること。

2点目が、暫定計画に記載されました広域避難計画に基づく避難所や、避難経路の確認をいただき、市民の安全確保を図ることでございます。

2の対象地区は、平成24年度はUPZ、20キロ圏内、28地区コミュニティ協議会で

ざいでしたが、このうち、11地区を実施したところでは、

平成25年度はUPZ、30キロ圏内、40地区のうち、未実施地区、29地区を対象に実施する予定でございます。

3の対象者は、自治会住民代表としておりますが、参加者は地区コミ役員及び自治会役員の方々でございました。

4の実施状況はごらんください。

4の視察後の意見といたしまして、安全対策の取組状況に関しましては、視察を通じて発電所の安全対策の状況がわかり、安心した。実際に現場を見ることが大切だと感じた。事故は自然災害でもあるが、人災の部分もあるので、社員の教育・訓練をしっかりしてほしい。また、正確な情報提供の希望や、常に危機意識を持ってほしいという意見などが寄せられております。

また、(2)の避難所等の視察に関しましては、有事の際、各世帯が果たしてスムーズに避難場所にとどり着けるか疑問、行政は自己責任で避難すべきということを各世帯に対して、さまざまな手段でもっと広報すべきと思う。避難受け入れ側の体制がまだできていないと感じた。今後、協力していただける体制を早目につくっていただきたい。避難方向が一つだけでいいのか。避難方法の把握を早期に行うべきであるなどの意見が寄せられております。

以上が薩摩川内市原子力災害対策暫定計画の広域避難該当地区を対象とした川内原子力発電所における安全対策の実施状況等についてに係る視察研修についての説明でございました。

よろしくお願いいたします。

○委員長（橋口博文）ただいまの説明がありましたが、これに対しての質疑があれば出していただきたいと思います。

○委員（井上勝博）ちょっと済みません。まだよくのみ込めてない、去年やった避難訓練とはまた別に、それぞれの自治体コミュニティの役員さんを対象にして、とにかく避難場所まで行ってみたということなんですね。

そうすると、この中で、避難訓練のときにも、たしか樋脇のコミュニティ会長は鹿児島まで行ってきたよと言ってるんですけど、それはまた全然違うやり方というか、そういうものなんですかね。

○防災安全課長（新盛和久）この事業につきま

しては、それぞれの自治会ごとに避難所というのは決まっております。その避難所に指定された経路を使って行っていただくというものでございまして、訓練とは全く別のものでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）そうすると、訓練ではないから、バスか何かで、それぞれが行ったというわけじゃなくて、バスか何かで行ったということですね。

○防災安全課長（新盛和久）基本的には1地区コミ単位でバスを利用して行っていただいております。

以上です。

○委員長（橋口博文）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）この件は、質疑は尽きたと認めます。

まだ資料が来んとですよ。

しばらく休憩します。

~~~~~

午前10時52分休憩

~~~~~

午前10時56分開議

~~~~~

○委員長（橋口博文）休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○防災安全課長（新盛和久）表の1をごらんいただきたいと存じます。

左側の列に緊急事態区分というのがございまして、1行目にPAZ、UPZ、UPZ外と太枠で囲んでございます。この緊急事態を右側に進むとPAZやUPZでどのような行動をとるかということを記載してございます。

例えば、2例目の上に警戒事態とあり、真ん中に地方公共団体の行があり、この4列右側に防護措置とございます。この時点で、要援護者等の避難準備となり、避難先や輸送手段を確保することになります。先ほど説明いたしました震度6弱の地震が発生すると、そういった事態でございます。

4ページに戻っていただきますでしょうか。

施設敷地緊急事態の、例えば、⑤全交流電源喪失（5分以上）、これは原災法の10条通報事態でございます。

また、1ページの、先ほどのA3の表をごらん

ください。

1 ページの表では、災害時要援護者の避難を開始をし、その他の市民は避難準備となります。

さらに、事態が進展をし、原子炉を冷却する全ての機能が喪失した場合などが全面緊急事態となり、P A Z の、5 キロ圏域の全ての市民の避難を実施するという事になっております。

概要資料の2 ページに戻っていただいてよろしいでしょうか。

ポツの二つ目ですが、避難先はU P Z 外、つまり、市外となっております。4 月以降にこの避難所等については調整するというふうになってございまして、4 月以降に作成をいたします。

次に、病院等の避難計画ですが、P A Z 及びU P Z 内の病院、社会福祉施設、学校等施設、不特定多数の市民が集まる駅などは、それぞれ避難計画を作成することとなりますが、これについても4 月以降に作成していただくことになります。

次に、緊急時における判断及び防護措置の実施基準の具体化でございます。

E A L、O I L とございますが、E A L については、先ほど説明をしましたので、O I L、運用上の介入レベルについて御説明をいたします。

O I L は、運用上の介入レベルのことで、実際に放射線量率等を測定し、その値に基づき、避難等を定めるものでございます。

参考資料の6 ページをお開きください。

表3、O I L と防護措置についてというものでございます。

左側の列に緊急防護措置、早期防護措置、飲食物摂取制限とあります。

基準の種類は、上からO I L 1 からO I L 6 まで5 種類ございます。

O I L 1 をごらんください。

この基準は、地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被曝影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避をさせるための基準で、初期設定値は、地上1 メートルで計測した場合の空間放射線量率毎時5 0 0 マイクロシーベルトで、防護措置として数時間内をめぐに区域を特定し、避難を実施します。

また、1 行あけて、O I L 2 をごらんください。

この基準は、地表面からの放射線、再浮遊した物質の吸入、不注意な経口摂取による被曝影響を

防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1 週間程度内に一時移転させるためのものでございます。

初期設定値は、地上1 メートルで計測した場合の空間放射線量率毎時2 0 マイクロシーベルトで、1 日内をめぐに区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施します。

ほかのO I L の基準等も同じように見ますので、説明は省略しますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それではまた、恐れ入りますが、参考資料の3 ページをお開きいただきたいと思います。

防護措置実施のフロー図というのがございます。

図の上部に点線が横に延びております。その点線の上が放射性物質の放出前、下が放出後になります。

表の一番上にはP A Z 内、U P Z 内、U P Z 外と記載をしてございます。

左上に、ひし形の中に、全面緊急事態という記載がございます。E A L 区分の全面緊急事態であり、例えば原子炉を冷却する全ての機能が喪失したり、原子力発電所の敷地境界の空間放射線量率、毎時5 マイクロシーベルトが1 0 分以上継続した場合などになりますが、P A Z 内は避難、安定ヨウ素剤と記載してありますが、P A Z は、5 キロ圏域は避難することになります。

なお、安定ヨウ素剤については、事前配付や服用方法等について、今後検討されることになっております。

次に、U P Z 内のひし形の中のO I L 1 超というのをごらんください。

毎時5 0 0 マイクロシーベルトを超えたということでございますが、左に数時間以内と記載がありますが、数時間以内に避難をするという意味でございます。

次に、縦長の囲みに、O I L 2 超というのがありますが、毎時2 0 マイクロシーベルトを超えた場合は、1 日以内に区域を特定し、1 週間以内に一時移転するという意味でございます。

ほかについては、御参照いただきたいと思ます。

それでは、概要資料2 ページに戻っていただいでよろしいでしょうか。

一番下の丸、特定事象の通報があった場合の対

応でございますが、3ページをごらんください。

まず、PAZ内、5キロ圏域における予防的防護措置の実施については、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、直ちにPAZの全方位の避難を実施いたします。

市は、事故の進展で独自に避難を指示することもございます。

次に、UPZにおける緊急時防護措置の実施でございますが、先ほど、OILについて説明いたしましたが、緊急時放射線モニタリングにより、測定された値で避難等を実施することになります。避難の範囲はモニタリングの測定結果やSPEEDI等の情報で判断をされます。

UPZ外についても、UPZ内と同様に30キロ圏外も30キロ圏内と同様にモニタリングの測定結果やSPEEDI等の情報でとるべき行動が決定をされます。

次に、2番目の丸、安定ヨウ素剤の予防服用でございますが、防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場合には、国が決定した方針や、県・市独自の判断で、直ちに避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるような措置を実施することとしますが、特に、PAZ内は避難と同時に安定ヨウ素剤が服用できるよう、必要な措置を実施するとしております。

詳細については、国の指針でまだ示されておられませんので、示された場合には、本計画に反映させていきたいというふうに考えております。

一つ飛ばしまして、災害に強い通信手段の確保でございますが、防災関係機関の間の専用回線の整備や衛星系など、多ルートの通信形態を整備し、災害に強い伝送路を構築するといったしました。

一つ飛ばしまして、医療活動用資機材及び緊急被曝医療体制等の整備でございますが、安定ヨウ素剤の配備等は、4月以降に決定されます。

4ページをお開きください。

一番上の丸、行政機関の退避先の設定及び業務継続計画の策定は、本市では既に暫定計画で行政移転先は決めありますが、今後、災害時における業務継続計画を策定する予定でございます。

四つ飛ばしまして、災害時要援護者等への配慮でございますが、災害時要援護者及び一時滞在者の健康状態を把握し、避難中に健康状態を悪化させないことなどを特に配慮するため、福祉施設職

員等の応援体制などを確保するといったしました。

詳細な行動計画は、今後協議してまいります。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等に配慮するなど、避難計画等について、本市独自で盛り込んでいるところでございます。

次に、甌島における避難体制でございますが、甌島でUPZ、30キロ圏内に入るのは、里地域と上甌地域の一部でございます。現在、屋内退避またはUPZ外、これは上甌地域の中甌や平良、浦内等になりますが、避難することとし、甌島のUPZ内の市民に対して必要に応じて屋内退避の予防的防護措置を行うことがある旨を注意喚起をし、本土への避難を検討することとします。

二ボツ目ですが、避難の際は、漁船や海上保安部の巡視船、自衛隊、フェリー等を要請し、本土の港からは、市や県が準備した車両で避難所へ移動することになります。

なお、本土の港については、風向等で決めることになります。

5ページをごらんください。

三つ目の丸でございますが、緊急輸送のための交通確保です。

避難が迅速に行えるよう、警察に交通規制を実施していただきます。

一つあけて、市民への情報伝達でございますが、原子力災害の状況、これは事故状況、モニタリングの結果、SPEEDI情報など、的確な情報を防災行政無線、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、災害広報等での確に提供することというふうにしてございます。

6ページをお開きください。

4の今後のスケジュールでございますが、来週の水曜日の27日に防災会議を実施する予定で、この中で諮っていきたいというふうに思います。

7ページには、UPZの地図と人口、世帯数を載せてありますので御参照ください。

以上が薩摩川内市地域防災計画（原子力災害対策編）の概要説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋口博文） ただいま当局の説明がりましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） SPEEDIの活用が言われているんですが、そもそもSPEEDIについては、わざわざ特別委員会でも文部科学省の管轄

だということで、たしか、文京区の本郷にビルがあって、そこへ行って、実際にコンピューターも見せてもらって、そこの職員が胸を張って、どんな放射能の漏れでも、ここで瞬時にわかりますというような、胸を張って言っていたんですね。福島事故が起って、SPEEDIの報道がされないもんだから、私はもうSPEEDIはどうなったんだということで、ツイッターで何回も、SPEEDIはどうなったんだと、やったんですけども、結局、何でSPEEDIの結果が、公開がくれたのか。しかも、米軍には国民より先にそれを教えているというようなことも後でわかったわけですけども、なぜそんなことになっちゃったのかということについての、何というんですか、検証も行われてないんじゃないかなと、検証がですね。SPEEDIの公開がなぜくれたのかという検証が。何か、その辺、私は腑に落ちない。実際、電話してみて、SPEEDIを管理している、ちょっと、もう名前は忘れましたけども、その団体があるわけですね。団体に電話して、どうなっているんだと聞いたら、いや、もう文科省の管轄から外れて、原子力規制委員会のほうで管理していますなんていう説明をされて、原子力規制委員会に電話すると、今度は実際にどれだけの放射能が漏れているかということについてわからないから、公開できないんだというような言い方をされる。

本当に混乱している状況で、むしろドイツの気象庁がインターネットで流していた、大体の風向きですね。福島第一原発の放射能物質が仮に漏れていたとしたら、どのあたりが危ないのかという、そういうのを逐次情報を流していたんですが、そっちのほうはずっと、これは危ないなと、地名はわかりませんでしたけれども、飯舘村のほうは危ないなということはいくつもわかりましたし、時々東京のほうにも、ずっと風向きが流れることもあったわけですよ。そっちのほうはずっとわかりやすかったわけですね。

だから、なぜ日本ではそういうことがされなかったのかという、検証が行われてないような気がするんですよね。だから、検証なしに、じゃあ、また実際起こったときに、本当にSPEEDIは活用されるんだろうかと。モニタリング情報が適切にちゃんと公開されるんだろうかという、そういう心配はやっぱり残るわけですけども、その辺

については、何かありますか。見解がありますか。

○防災安全課長（新盛和久） 福島第一原子力発電所事故、ちょうど2年たちましたけれども、非常に甚大な被害をもたらしたということは十分認識しておりますし、国も同じだというふうに思います。

この福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、反省されて、そしてこの国のほうが原子力災害対策指針を策定されたというふうに認識をしております。ですので、今、委員おっしゃった部分について、十分に反省されてというか、事実に基づいてこの指針を改定されたものというふうに思っておりますので、この指針に基づいて地域防災計画を変更するものでございます。

以上です。

○委員（井上勝博） これはもう行政の方々も恐らく心配されるのは、本当に国が約束どおりSPEEDIの結果をちゃんと公開するのだろうか。だって、福島原発が起こったときに、どうなってるんですかと聞いたときに、テレビで流れている報道しか知りませんという回答だったんですよね、防災安全課が。だから、本当に国が正直にそういうのを流してくれるんだろうかという不安はあると思うんですよね。

そういうのが検証がされてないと言っているんですよ。つまり、なぜあのときに、公開されなかったのかということについて、事故調は、福島でなぜ事故が起こったのかとやるけれども、SPEEDIそのものについて、SPEEDIや情報公開という面での検証というのは十分行われているように聞いてないんですね。なぜ文科省から原子力委員会に管轄が移ったのかということについても、全く私は聞いてないというか、全部調べてるわけじゃないですけども、そういう検証が行われているんだろうかと、不安はないですかということなんですよ。国が、一旦事故が起こったら、本当に情報を流してくれるかという不安がないでしょうかということですよ。

○危機管理監（新屋義文） 先ほど課長のほうから答弁したところでございますが、福島事故を反省、また教訓として、今回原子力災害対策指針、それと防災基本計画の原子力災害対策編というのも変更になりまして、その防災基本計画の原子力災害対策編で見ますと、例えば、ERSS及びSPEEDIネットワークシステムが自然災害等に

よる情報が途絶することがないように「適切な」という部分を今回入れてあるということ、それと、緊急時予想システムについては、放出源情報に基づく予測ができない場合には、一定の仮定を設けた予測計算を行い、その結果を関係都道府県及び関係省庁に連絡するということが今回入ったこと、それとあわせて、SPEEDI等による結果が得られ次第、速やかに記者会見等において公表するとともに、ホームページ等において公開するものとするということで、今回、明確に原子力対策編の部分に入れられたところでございますので、福島事故を反省とした対応が今後はとられるものと思います。

以上です。

○委員（井上勝博） SPEEDIについての活用について、反省もされているということはあるとは思いますが。ただ、検証が行われていない。文科省からなぜ急遽原子力委員会のほうに管轄が移ったのかとか、そういうことについてのこれまでの会議録というか、そういうものは見たことがありますか。

○防災安全課長（新盛和久） SPEEDIに関しての検証結果について、私は見たことはございません。

以上です。

○委員（井上勝博） 私もやっぱり見てないような気がして、あのごたごたは何だったのかということについては、もう全然検証されてないような気がするんですよ。

それから、甑島のことなんですけれども、甑島については、UPZにひっかかるところが里にあるということなんですけど、このUPZにいる、いないにかかわらず、OILという考え方で、モニタリングとか、そういうもので見て、避難が必要だというときに、もしかしたら全島避難ということも考えられるかもしれないですね、風向きによっては。その際に、全島避難というのは、本当に可能なのかどうかということについては、これからということなんでしょうかね、どうなんでしょうか。

○防災安全課長（新盛和久） OIL1の基準、毎時500マイクロシーベルトを島内で観測した場合には避難になりますので、全島避難という部分もあるかもしれません。そのときに、全島避難が可能かどうかという部分につきましては、以前、

国民保護計画という部分をつくってございますが、国民保護計画避難実施要領パターンというのがございまして、甑島のほうで、いろいろな事態認定がされるようなものがあつたときには、全島避難するという部分が作成してございますので、国民保護の避難実施要領パターンに基づいて避難していくというふうになると思います。

以上です。

○委員（井上勝博） 全ての可能な限りの船舶を利用して、全島避難とした場合に、果たして、一体どのぐらいの日数でそういうことが可能なのかとか、それからヨウ素剤については、甑島には、今のところは配備されてないわけですよね。こういったヨウ素剤については、どうするのかとか、そういうものは、日数とか、そういうものはこれからということなんですか。

○防災安全課長（新盛和久） 漁船が何台要るのかとか、それに何人乗れるのかという部分についての詳細なシミュレーションはやってございませんので、今後していくというふうになります。

また、ヨウ素剤の配付については、当然、緊急時に持っていけない場合も想定されますので、甑島は甑島で配備したいというふうを考えております。

以上です。

○委員（帯田裕達） ちょっとお伺いしますが、例えば、今のお話は全部市民に対しての話であつて、例えば、我々観光業とか、旅館に宿泊しているとか、例えば、今度観光株式会社ができて、観光客も結構たくさん来られると思うんですよ。例えば、合宿とか、観光客、宿泊客については、どのような考えでしょうか。

○防災安全課長（新盛和久） 資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

この委員会資料ですね。概要資料の4ページの上から5番目の丸でございまして、一時滞在に係る協議ということで、計画の中で、今おっしゃった観光客、そういう方々についての記載もございまして、当然、防災行政無線等で広報し、避難について、同じような扱いをしていく、避難していただくというふうになります。

以上です。

○委員（佃 昌樹） この案を防災会議にかけるちゅうけど、正式な名称の防災会議はどんな名称ですか。

○防災安全課長（新盛和久）薩摩川内市防災会議です。

○委員（佃 昌樹）こういった機関から、何名の構成。

○防災安全課長（新盛和久）構成につきましては薩摩川内市防災会議条例というもので、構成メンバーについては、専門的な方とか、消防機関の方とか、決まっております。今、手元にございませんので、構成メンバーについては、後ほどお示ししたいというふうに思います。

○委員（佃 昌樹）このマニュアルに沿って指針をつくっているわけけれども、これでよしとするのは、最終的にはどの機関になりますか。

○防災安全課長（新盛和久）最終的には防災会議の中で決定されます。

以上です。

○委員（佃 昌樹）今後、何回か開くということになるよな、そうなる。まだ、これは途中だから。

実は、次の機会に、この防災会議にかけた内容について、防災会議としての意見、それを提示を、この委員会にも提示をしてもらいたいと思います。

○防災安全課長（新盛和久）承知いたしました。

○委員長（橋口博文）お願いしておきます。

○委員（佃 昌樹）最後に尋ねます。

この指針に沿って、または指針のマニュアルを参考にして、これをつくるわけけれども、防災計画をつくるわけけれども、これで100%機能することになるのかということなんです。例えば、夜間に出てきたり、昼間出てきたり、先ほど帯田委員のほうからあって、原子力発電所のそばには工業団地だってあるし、そういった企業に向けての問題やら、いっぱい出てくると思うのよな。それを網羅するのは不可能と思うんですよ。だから、尋ねるの。本当にこれ100%の計画になり得るのかと。そこのところには私は疑問を持っているが、作成するほうで疑問を持っていたら大変だけれども、そうなる、いろんなことを注文せないかんことになる。その辺のところには限界があるだろうと思いますが、率直に言って、限界を認めることはつらいだろうと思うけど、どうですか。

○危機管理監（新屋義文）今回の指針、マニュアル等に基づいた計画の見直しというのは、先ほど課長が言いましたとおり、27日の防災会議で

一応決定しますが、まだ決められたことがございませんので、発表され次第、また防災会議を開きながら、決定を見直ししていきますけれども、今、この原子力防災計画にも今書いてあるんですけれども、市及び防災関係機関は想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るような柔軟な体制を整備するものとするというふうに書いてございます。ですから、ここに書いてないことについても柔軟な対応ができるように、これから市・県・国と力を合わせてやっていくということになります。

以上です。

○委員（川添公貴）先ほどの帯田委員の関連質問なんですか、多分、2ページ目の病院等の避難計画の中にうたわれている、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の場合、このときの避難計画をどのようにされるのかという、多分、私もそう感じたんで、そういう質問だと思うんで、先ほどの一時滞在者に係る協議というのは、市がどこに何名という協議だろうと思うんで、その避難対策について、どのような計画になっているのかということをお示しねがいたいと思います。

○防災安全課長（新盛和久）今回の指針の中でUPZ内の社会福祉施設、あるいは病院、学校、不特定多数の方が集まる施設については、避難計画を作成するというふうに盛り込み、本計画でも盛り込みました。

この具体的な内容については、今後、例えば病院だったら、受け入れ収容先はどうするのかという部分について、特に県を中心に計画される部分もありますので、4月以降に具体的な避難計画は策定していくというふうになります。

駅とか、そういう部分についても、それぞれ事業者が避難計画を策定していくというふうになりますが、同じように4月以降になっていきます。

以上です。

○委員（佃 昌樹）さっき、ちょっと聞き忘れた。防災会議の県の立場、どんな立場になりますか。

○防災安全課長（新盛和久）先ほど佃委員のほうから質問のありました防災会議の構成メンバーとあわせて、課長代理のほうから答弁させます。

○防災安全課長代理（吉永良二）薩摩川内市防災会議委員の構成でございますけれども、先ほど課

長からありましたとおり、国土交通省を含む地方の行政機関、鶴田ダムでありますとか、海保でありますとか、あと、県の地域振興局、薩摩川内警察署、あと消防機関でありますとか、N T T、九州電力を含めます地方公共機関、あと社会福祉協議会でありますとか、女性団体連絡協議会でありますとか、地域のコミュニティの代表3名の方を含めます公共的団体、あと陸上自衛隊等の委員等、計30名でございます。県におかれましては、この第2号委員ということで、会議の委員として参加していただいているところでございます。

○委員（佃 昌樹）当然、県としての指導とか、そういった計画を作成する上での、そういったものが要求されていると思うんだけど、そこら辺はどうなんですか。

○防災安全課長（新盛和久）地域防災計画の策定については、原子力規制事務所と連携をとって協議しなさいという部分がございますが、県と直接そういった協議をしなさいという部分はございません。

県の場合には、県の計画を説明されて、そしてそういう部分を整合を持たせるようにということで、我々は気を使っているところでございます。

以上です。

○委員（佃 昌樹）じゃあ、ある程度、整合がとれる状況さえあれば、薩摩川内市としての防災計画は独自性を持たせていいと、こういうことですね。ある程度の整合が整いさえすれば、そういうことだな。

○防災安全課長（新盛和久）今おっしゃったとおり、例えば、P A Zとか、U P Zとか、O I Lとか、E A Lとかという部分については、当然、これは行動規範になります。行動の基準になるので、そういう部分についてそごがあれば非常に問題はありますけれども、先ほど放射線に感受性の高い乳幼児への配慮という部分についても、本市独自の記載をしたというふうに説明いたしました。そういう部分については、本市独自の記載というのは可能であるというふうに考えております。

以上です。

○委員（上野一誠）月並みな言葉になるかもしれませんが、一応、地域防災計画の中の原子力対策編という理解で、今概要を説明されました。結果的には、どんなすばらしい一つの計画があっても、どういう一つの、何というのか、議論を経て

も、これはやはり住民、地域住民含めて、その行動計画がしっかりと理解されていないと、意味はなさないというふうに思いますよね。ですから、住民に対して、いろんな角度、これは県とか国とか、いろんな関係機関とのかかわる中で、一つの指針に基づいてつくられていきますけども、やはり基本は、これまで原子力防災含めて、地域防災訓練もしながら、いろいろやっているんですけども、やっぱりそういうものが住民に対して、いかにわかっていただくか、周知いただくかということが一番原点であるべきというふうに思っておりますので、ぜひひとつ、この辺は努力をしていただきたいと、またそういうような動きをしていただきたいということを、意見要望として申し上げておきます。

○委員長（橋口博文）意見要望ですから、よろしく。

○委員（川添公貴）先ほどの続きなんですけど、7月以降につくられるということは、先ほどおっしゃったんで、考え方として、例えば旅館業の方、駅の方、それから病院とかありますけども、その方々がつくられるのか。もしくは行政が入って、そのような計画を盛り込んでいかれるのか。何でかという、ちょっと、じゃあ、一民間団体で避難計画を立てるなんていったら、かなり厳しいもんがあるだろうと思うんで、それを最後に、1点だけ答弁をお願いしたいと思います。

○防災安全課長（新盛和久）指針の中では、事業所が作成するというふうに書いてございます。しかし、今おっしゃったように、書いてくださいねという部分で書けるかどうかという、作成できるかどうかという部分は、非常に問題があるということは認識しております。ですので、ひな形なり、マニュアル、そういったものを提示をしながら、市・県と事業所の方々、共同して作成していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（橋口博文）この作成については、素人の方は全然わかりませんから、マニュアルとか、そういう指導をして、立派なものができるようにお願いしておきます。

○委員（井上勝博）これは、概要ですよ。ホームページか何かには、もう既に計画については、3月までということになってはいますが、3月中にホームページでアップするということになる

んですか。

○防災安全課長（新盛和久） 来週の水曜日、27日に防災会議をし、決定するという運びになります。ホームページに掲載するかどうかについては、まだ協議しておりません。今後、検討していきたいというふうに思います。

○委員（井上勝博） できたらもうすぐ、直ちにアップしていただいて、入手できるようにお願いしたいんですけども。

この中で、オフサイトセンターについてはどういう記述になっているんですか。この概要の中では、ちょっと見当たらないんですけども。

○危機管理監（新屋義文） オフサイトセンターの件ですけども、まず、どういう御質問か、ちょっと幅が広いのかなと思って聞いてたんですが、まず、オフサイトセンターについての代替施設はどこにするということ、それと、オフサイトセンターが機能不全であれば、それに対する対応をするということ、また職員等を派遣するということ等々、これまでにプラスするのが代替施設への関係、それとオフサイトセンターと庁舎間の通信施設の維持管理に努めるということ等々を、それぞれ書いてございますが、オフサイトセンターのこういった点についてということで、具体的にありましたら御質問いただければと思います。

○委員（井上勝博） 私がまだ理解できてないと思うんですけども、この概要の中に、オフサイトセンターが位置づけてあるんですかということなんです。どこかにかあるんですかということなんです。

○防災安全課長（新盛和久） 計画の中では、今、管理監が申し上げましたとおり、オフサイトセンターへの機能確認とか、そういう部分について、地域防災計画の中にも記載がございます。

以上です。

○委員（井上勝博） もう10キロちょっとしか、現実に今あるオフサイトセンターは、10キロちょっとしかないわけですから、実際に避難計画どおりやるためには、UPZから離れたところに、オフサイトセンターをどこかに想定しなくちゃいけないと。UPZ外でも風向きとの関係でいったら、複数箇所、設置する場所を確保しておかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、これは県の計画の中でそういうものがあるんですか。

○防災安全課長（新盛和久） 代替オフサイトセンターについては、鹿児島県消防学校、湯之元にございますが、あそこが代替オフサイトセンターというふうに聞いております。

以上です。

○委員（井上勝博） 日置市の消防学校か何か、日置市じゃなかったですか。

これ、入るんじゃないかと思うんですけども、ちょっとこの地図ではよくわからないんですけど、UPZの中に入っちゃうんじゃないかなという気がするんですが。

仮に、そこを代替施設だとしたとしても、福島の場合は、気象条件によっては、50キロ離れたところでも、飯舘村みたいなところが生まれたわけですが、複数箇所、やっぱり考えておかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですが、それについてはどうなっていますかね。

○防災安全課長（新盛和久） 委員御指摘のとおり、消防学校は原子力発電所から25キロメートルというところにございまして、UPZ内にはなりません。ただし、平成25年度中に代替オフサイトセンターの防護設備という部分がされます。これは、7日間をめどに放射性物質等を、フィルターを使って除去をして、そして気密性を上げて、安全にそこでいろいろな活動ができるような設備を施されますので、7日間については大丈夫かなというふうに考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） そういう設備がばっちりできるというのは、いつぐらいなんですかね。

○防災安全課長（新盛和久） 25年度中に実施するという事業でございますが、これについては、フィルター等、全国51カ所の施設が同じようなものをつくりますので、入荷とか、そういう部分についての心配はありますけれども、期限的には25年度末になります。ですので、来年の3月です。

○委員長（橋口博文） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚） 済みません。この1ページの3の主な変更内容とあるんですが、この主な変更内容というのは、いつ発行の、どれに対する変更なんでしょうか。

○防災安全課長（新盛和久） この主な変更内容につきましては、現在見直しをしております地域

防災計画で、来週の水曜日に防災会議に諮る内容でございます。

昨年見直しを、複合災害の章を設けましたけれども、第5章ですね。5月に設けまして、防災会議をしましたけれども、それからの見直しでございます。

以上です。

○議員（谷津由尚） 昨年の5月の原子力災害対策編の見直しについては、その前に、平成24年3月に策定された市の原子力災害対策暫定計画に基づいてつくられておられると思うんですが、今回、従来はEPZだったんですが、今回はそれがPAZとUPZという、新しい、メインになるのが存在が出てきたとかあるわけですが、昨年の5月に策定されたものについては、私が一番、これは重要だなと思ってましたのが、避難に対することなんです。この2項目が、きょうのこの変更内容にないもんですから、ちょっと、変更内容にないから、そのままであるのかどうかという、その確認だけです。

昨年の3月に策定された薩摩川内市原子力災害対策暫定計画の中の17ページに、第3、広域避難体制というところなんですが、この（3）（4）がその二つなんです。県と市がそれぞれ、緊急時に国及び県の指示を待たずに避難指示ができるという、こういう文言が二つあったわけですね。それは、この今回、変更されて取りまとめられるんですけども、その中でも生きているんですよという確認です。

といいますのは、このPAZのところに、3ページですね。市は国の原子力災害対策本部が立ち上がる前にと、事故の進展が早く、避難が緊急で必要な場合は独自に指示ができるという文言を書いてあるんですけど、これ逆に言うと、国とか県が対策本部が立ち上がったなら勝手にできないということに受け取れるもんですから、そここのところの確認だけです。

以上です。

○防災安全課長（新盛和久） 昨年3月に策定しました広域避難計画ですね。暫定計画に基づく広域避難体制について、これは20キロ圏内になりますが、これは避難経路から避難先まで策定してございます。これについては、尊重してそのまま残すというふうになります。

今後、20から30について、どのようにする

かという部分については、4月以降、検討してまいります。

それと、3ページのところで、国・県の指示がない場合という御質問でございましたけれども、原子力災害対策特別措置法の第15条第3項で、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言をした後については、先ほど言いました災対法で持っている市長の避難指示権とか、避難勧告権は全て内閣総理大臣に移りますので、緊急事態宣言がされる前であれば、市長の独自の避難の指示等ができるというものでございます。

以上です。

○危機管理監（新屋義文） 谷津議員の言われました市独自で判断ができるかということでございますが、今現在、案としては独自の判断によりとか、また市の緊急措置という項目を設けながら、そういう緊急事態に対する、市独自で避難の指示を行うものとするというふうな記載をすることで、今準備を進めております。

以上です。

○委員長（橋口博文） 質疑は尽きたと認めます。以上で川内原子力発電所の安全対策に関する調査を終わります。

△陳情第1号 川内原発1・2号機再稼働
反対の決議を求める陳情書

○委員長（橋口博文） 次に、陳情第1号 川内原発1号・2号機再稼働反対の決議を求める陳情書を議題といたします。

それでは、陳情書を書記に朗読させます。（朗読内容は省略、巻末に陳情文書表を添付）

○委員長（橋口博文） それでは、本陳情について御質疑願います。

○委員（井上勝博） 陳情者に質疑というわけじゃないでしょうけども、当局に、やっぱり調べてもらいたいというのが、ちょっとあります。

一つは、今、福島第一原発は一体どうなっているのかということですね。テレビでは、汚染水の問題とか、まだ高濃度の空間放射線があるとか、人は立ち入れないとか、事故の原因というのは、本当はまだわかっていないとか、いろいろ報道されております。これはやっぱりきちっと。現段階で少し福島第一原発は一体どうなっているのかということについて整理してほしいと思います。

それから、もう一つは、先ほど私、火山が、南

九州が全滅するぐらいの火山爆発は7, 500万年前と言ったような気がするんですけど、7, 500年前ですから、1万年もたっていないわけですね。やっぱり、先ほど火山という問題があったわけですが、桜島の100年前の噴火とは桁違いの火山の爆発の歴史というのが南九州はあるわけで、火山の危険性ということについて、どの程度認識をされているか、これも調べていただければなというふうに思います。わかれば教えてくださいと思います。

○原子力安全対策室長（遠矢） 福島事故の状況につきましては、現在の原子力規制委員会でも資料等でありますので、準備をさせていただきたいと思います。

また、火山の危険性の認識につきましては、まだ基準案が審議中ですので、その点を注視していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（橋口博文） 質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 質疑はないと認めます。

陳情の今後の取り扱いについて、御協議をしたいと思います。御意見はございませんか。

○委員（上野一誠） 取り扱いでありますけど、この陳情は、住民の安全を守るの1点で一致して、川内原発1号・2号機再稼働反対を議決せえという内容でありますと、書記が朗読をいたしましたんですが、いろいろ福島の現状に鑑み、あるいは原発技術、いわば設計想定を超える事象、シビアアクシデント等、あるいはまた新安全基準等についても、それなりに触れられているというふうに思います。先ほど、議題にしましたように、国が骨子をまとめている段階という、条文をまとめている段階ということであれば、もうちょっと慎重に取り扱わざるを得ないということから、一応、継続という形が一番好ましい取り扱いではないかと思います。継続をお願いします。

○委員長（橋口博文） ただいま、本陳情については継続審査にしてはという声があります。

ここで、起立によりお諮りします。

本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（橋口博文） 起立多数であります。

よって、本陳情は継続審査とすることに決定しました。

なお、委員長において、継続審査の申し出を議長にしますので、御了承願います。

○委員（井上勝博） せっかく継続ということで、先ほど言ったように、福島第一原発が一体どうなっているのかとかいうことと、それから火山については、基準がはっきりしてないというふうにおっしゃるんですが、やはり世界的にも有数な火山国であり、また南九州は特に火山の危険性が指摘をされているわけで、その点について、何らかの資料は、当局に出していただけないかなというふうに思います。

それから、先ほど私が質疑した中で、断層が地表にあらわれていなければ、設置を認めるという、骨抜きの内容であるというふうに記載されているわけですが、私もそう思うんですね。断層が地表にあらわれていなければ、活断層であっても、その上に建物が建てられるという基準というのはおかしいと思うんですね。活断層というのは、活断層なのであって、地表にあらわれていなくても、大きな地震の可能性があるわけですよ。そこら辺について、この矛盾については、パブリックコメントでも意見が寄せられているということなんですが、これについて、やっぱり当局としてはどう考えるのかということについても、次回、報告していただければと思いますが。委員長にお願いしたいと思うんですが。

○委員長（橋口博文） 今、井上委員から要望がありましたけれども。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 今、要望にありました件について、提出できるような資料があれば提出したいと考えます。

以上です。

○委員長（橋口博文） それじゃあ、お願いしときます。

△委員長報告の取扱い

○委員長（橋口博文） 以上で日程の全てを終わりました。

なお、本日の調査内容について、今定例会において、委員長報告を行うことといたしますが、委員長報告の取りまとめについては、正・副委員長に御一任いただくということで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、
そのように進めさせていただきます。

△委員派遣の取扱い

○委員長（橋口博文）なお、閉会中に現地視察
など委員派遣を行う場合は、その手続を正・副委
員長に御一任いただきたいと思います、そのよ
うに取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、
そのように進めさせていただきます。

△閉 会

○委員長（橋口博文）以上で川内原子力発電所
対策調査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

【卷末資料】

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 1 号	受理年月日	平成25年 2 月26日
件 名	川内原発1・2号機再稼働反対の決議を求める陳情書		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町2973番地1 原発ゼロをめざす鹿児島県民の会 筆頭代表委員 井上 森雄		
要 旨			
1 東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生から間もなく2年を迎えるが、いまだに収束していない。15万人余りの人々が避難生活を強いられ、放射能被害は国民に甚大な影響を与え続けている。この事故は、他の産業事故では考えられない規模で地域社会を破壊し、放射能汚染は長期にわたって続き、どこまで拡大するのも定かでない。 2 現在の原発技術は、過酷事故（シビアアクシデント、炉心溶融に至る重大事故）の可能性を排除できず、使用済核燃料の安全な処分もできない未完成で危険なものである。これを「再処理」・「再利用」する施設は、原発以上に技術的に未完成で危険なもので、稼働のめどが立っておらず、仮に稼働したとしても、その結果生じる高レベル放射性廃棄物をどう処分するかについて、誰もその答えを持っていない。 3 こうした危険性を持つ原発を、世界有数の地震国であり、世界で一二の津波国である日本に集中的に立地することは、危険極まりないことである。日本列島のどこにも、大地震、大津波の危険性のない「安全な土地」と呼べる場所はない。 4 政府は、原発再稼働や新增設、原発輸出を公言し、前政権の「2030年代原発稼働ゼロ」という極めて不十分な方針すら白紙に戻すとしている。しかし、「国民の過半は、原発に依存しない社会を望んでいる」という政府も認めた国民の認識は、政権が交代したことで変わるものではない。原発推進政策は、「原発ゼロの日本」を求める国民多数の声に真っ向から背くものである。 5 政府は、原子力規制委員会が7月にも制定する「新安全基準」をてこに再稼働を強行しようとしている。しかし、「新安全基準」は、福島原発事故の原因が究明されていないもとの、小手先の対策を並べたものにすぎず、地震対策も、原発の真下に活断層が走っていても、断層が地表に現れていなければ設置を認めるという骨抜きの内容である。そもそも福島原発事故のような事故を想定しながら、「世界最高水準の安全」と言って再稼働するなど許されない。 6 以上を踏まえて、私たちは、政府が原発の再稼働を断念し、全ての原発から直ちに撤退する決断を行うことを要求する。 ついては、貴議会が「住民の安全を守る」の一点で一致して、「川内原発1・2号機再稼働反対」の決議をするよう陳情する。			

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 橋 口 博 文